

令和8年度生涯学習課会計年度任用職員(社会教育指導員(施設))募集要項

1 職名

社会教育指導員(施設)

2 募集期間

令和8年8月26日(水)から令和8年9月18日(金)まで

3 募集方法

区公式ウェブサイトに募集記事を掲載

4 募集人数

1名程度

5 選考方法

書類審査・作文・面接

○第一次選考 書類審査・作文

○第二次選考 面接(第一次選考合格者のみ)

6 応募資格

国籍・年齢の要件は設けていませんが、日本語で業務ができ、令和8年11月1日現在次のアからオのいずれかに該当する方。

ア 社会教育法第9条の4第3号に定める社会教育に関する科目の単位を修得した方又は修得見込みの方

イ 社会教育主事の講習を修了した方又は修了見込みの方

ウ 教育職員の普通免許状を有する方で、文部科学大臣の指定する教育に関する職の経験が1年以上ある方

エ 文部科学大臣の指定する社会教育に関係のある職・業務に従事した経験を有する方

オ 社会教育士の資格を有する方又は取得見込みの方

なお、下記(1)～(4)のいずれかに該当する方は受験できません。

(1)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2)目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(4)現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法(昭和22年法律第49号)に定める労働時間(1日8時間又は週40時間)を上回るものとなる者
また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に2つ以上兼ねることはできません。

7 職務内容

・社会教育講座の企画・実施等に関すること

・社会教育の振興に必要な事項の助言・指導に関すること

・団体の求めに応じた助言・指導に関すること

※職務においては、基本的なパソコン操作(ワード、エクセル等)を必要とします。

なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。また、同一勤務場所(課)

において、係間での応援業務等が発生した場合は、当該業務に従事することがあります。

8 職務系又は職種
事務系

9 勤務場所

下記のいずれかとなります。

中央町社会教育館（目黒区中央町2丁目4番18号）

目黒本町社会教育館（目黒区目黒本町2丁目1番20号）

※敷地内禁煙

10 雇用期間

令和8年11月1日から令和9年3月31日まで。

なお、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。その際、勤務場所、勤務時間に変更になる場合があります。また、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

11 勤務日及び休日

勤務日 火曜日から日曜日のうち5日間（週30時間）

休日 月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝日

ただし、あらかじめ勤務を割り振られた場合を除きます。

12 勤務時間

1日の勤務時間 6時間（実働）

午前9時から午後4時まで（休憩1時間を含む。）

ただし、必要に応じて勤務時間の割振りを変更することがあります。

13 報酬額等

月額約246,564円（地域手当相当額を含む。）

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、時間外勤務手当相当額、期末・勤勉手当等を支給します（期末・勤勉手当は、任期や勤務日数等によっては支給対象外となる場合があります。）。

報酬の支給日は、毎月15日です。ただし、15日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

14 服務

地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

15 休暇等

年次有給休暇は6日です。勤務日単位または時間単位で取得できます。

この他に、夏季休暇（採用予定日が11月1日以降の方は対象外）、妊娠出産休暇等があり、それぞれについて日数等が定められています。

16 災害補償

公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職

員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。

17 社会保険及び雇用保険の適用

厚生年金、健康保険、雇用保険が適用されます。

(1) 加入する健康保険

東京都職員共済組合

(2) 任意継続

退職後に任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き1年以上組合員である必要があります。(任用期間が4月1日から翌年3月31日までの1年間では任意継続組合員になれません。再度の任用等により共済組合員期間が1年を超える必要があります。)

18 健康管理

年1回定期総合健康診断等を実施します。

5月1日時点在職者で、一定の要件を満たす場合のみ対象となります。

19 その他

目黒区職員互助会会員となります。互助会費については毎月の給与から控除されます。

20 選考スケジュール

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 第一次選考結果連絡 | 令和8年10月上旬(予定) |
| (2) 第二次選考 面接 | 令和8年10月7日(水)(予定) |
| (3) 第二次選考結果連絡 | 令和8年10月上旬から中旬(予定) |

21 応募方法

(1) 提出書類

ア 履歴書(6ヶ月以内の撮影写真貼付)

履歴書には、上記「6 応募資格」の該当する記号(ア～オ)のいずれかを記入し、該当する応募資格の具体的内容(資格取得日、職歴等)を明記してください。また、メールでの連絡が可能な方はメールアドレスを記載してください。

イ 作文(提出様式は「22 作文の提出様式等について」による。)

- ・テーマ 「区民の学習活動を支援するために社会教育指導員に求められること」
- ・文字数 1, 200字程度

※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

(2) 提出期限

令和8年9月18日(金曜日)【必着】

(3) 提出方法

封筒に「社会教育指導員(施設)」と明記し、履歴書と作文を、目黒本町社会教育館へ郵送又は持参してください。

22 作文の提出様式等について

作文については、次の点にご注意のうえ、提出してください。

(1) 市販の原稿用紙を使用する場合

- ・A4サイズ(20字×20字)の原稿用紙を縦に使用してください。文字方向は横書き。
- ・欄外上余白に「氏名・テーマ」を明記してください。
- ・原稿用紙のマスの中には作文本文のみを記入してください。
- ・複数枚になる場合は、用紙右上に番号をつけてください。また、ホッチキス等で綴じないでください。

(2) パソコンを使用する場合

・A4サイズ of 用紙を縦に使用してください。文字方向は横書き。

・1行の字数:20文字 1ページの行数:42行 文字の大きさ:12Pt

1行目:氏名

2～3行目:テーマ

4行目から:作文本文(字数は4行目からカウントします。)

・複数枚になる場合は、用紙右上に番号をつけてください。番号は指定した行数に含めません。

また、ホッチキス等で綴じないでください。

23 郵送先・問合せ先

郵便番号152-0002 目黒区目黒本町2丁目1番20号

目黒本町社会教育館

電話番号 03-3792-6321(直通)

受付時間 火曜日から日曜日 午前8時30分から午後5時00分まで

以 上